

第 81 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた

ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答

（「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく
検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する
規律の運用状況に関するヒアリング関係）

問 ・ 卸料金は、過去の投資の未償却分を回収できないリスクが大きい中、
現在のコストのみならず将来の需要動向や設備投資等を踏まえたものにな
っている
 ・ 販売や利用者料金への影響を踏まえると卸料金は中長期で「安定的・
サステナブル」な設定とすべきであり、接続料にリニアに連動することがで
きない
 とする主張その他前回会合における N T T 東日本・西日本の説明について、
どのように考えるか。

（佐藤構成員）

（ソフトバンク回答）

- 追加質問事項にある東日本電信電話株式会社殿（以下、「N T T 東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「N T T 西日本殿」といいます。）（以下、あわせて「N T T 東西殿」といいます。）の 2 つの主張について、当社の考えは以下の通りです。
- 『現在のコストのみならず将来の需要動向や設備投資等を踏まえたものになっている』や、『販売や利用者料金への影響を踏まえると卸料金は中長期で「安定的・サステナブル」な設定とすべきであり、接続料にリニアに連動することができない』という N T T 東西殿の考え方については、当研究会第 80 回の当社説明資料 2 頁、3 頁の通り、一般的な小売り料金・卸料金での料金設定の場合は将来の需要動向や設備投資等を踏まえて料金設定がされる一方、光サービス卸は N T T 東西殿に価格決定権があり、かつ接続との代替性が不十分であることから卸料金の透明性や適正性が一層求められるものであり、卸料金と原価（接続料相当額）は一定程度連動すべきと考えます。
- 過去の投資費用の未回収リスクについて、当研究会第 81 回の N T T 東西殿説明資料 7 頁で『現時点で費用化されていない未償却残高（正味固定資産額）は光ケーブルだけでも東西合計で 1 兆円程度残存』しているとの説明がありました。この未償却残高は各設備への投資額を償却年数で配分して計上す

るといふ会計処理上の値を基に算出した額に過ぎず、実際の設備投資は発生したタイミングで既に支払い済みとなります。この投資額は年度毎の事業で得られた収支で充当するという資金の流れになるため、投資の未回収リスクを議論するのであれば、事業開始時からのフリーキャッシュフローの累計を開示すべきと考えます。なお、営業利益ベースでの試算ではありますが、当研究会第 80 回の当社説明資料 5 頁の通り、NTT 東西殿が FTTH 事業収支を開示している FY09~FY22 においては、14 年累計で NTT 東日本殿は約+1.3 兆円、NTT 西日本殿は約+0.5 兆円と十分な利益が得られている状況であり、過去の投資費用の未回収リスクは低いものと考えます。

- また、当研究会第 81 回会合において NTT 東西殿は、『特に今年度に入ってからからは当社の光サービス提供開始（2001 年）以来、初の純減に転じている状況』と主張されていますが、日本電信電話株式会社殿の 2023 年度 第 3 四半期決算補足資料*1 に掲載される NTT 東西殿のフレッツ光(コラボ光含む)の契約数（光ケーブルを用いたコンシューマサービスであるフレッツ光、光サービス卸及びひかり電話ネクストの契約数）は、FY23 の第 3 四半期まで純増している状況となっています。さらに、光ケーブルの未償却残高が多額に上る旨が説明されていますが、当該費用の回収の観点では NTT 東西殿の設備ベースの需要を見る方が適切であると考えられるところ、総務省殿資料*2 に掲載されている「FTTH の契約数の推移」を「FTTH の契約数における事業者別シェアの推移（設備設置事業者別）」を NTT 東西殿シェアで割り戻して NTT 東西殿の FTTH 契約数（想定値）を算出した場合、2023 年度第 2 四半期でも契約数は純増(0.5 万契約増)しています。
- NTT 東西殿がどのような前提の数値で純増数を算出しているかは資料上記載がありませんが、このような観点からも NTT 東西殿によるコラボ事業者への十分な説明が必要であると考えます。

*1 日本電信電話株式会社殿 2023 年度 第 3 四半期決算について [2024 年 2 月 8 日] 補足資料

年次	2022 年 6 月末	2022 年 9 月末	2022 年 12 月末	FY2022 通期実績	2023 年 6 月末	2023 年 9 月末	2023 年 12 月末	FY2023 通期業績 予想
フレッツ光 契約数※ (千契約)	23,407	23,487	23,558	23,575	23,612	23,632	23,662	23,925
純増数 (千契約)		80	71	17	37	20	30	263 (予想値)

<https://group.ntt.jp/ir/library/results/2023/excel/fy2023q3hosoku0208.xlsx>

※NTT東日本殿の「フレッツ 光クロス」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」、「フレッツ 光ライトプラス」、「フレッツ 光WiFi アクセス」及び「ひかり電話ネクスト（光 IP 電話）」、NTT西日本殿の「フレッツ 光クロス」、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光マイタウン ネクスト」、「フレッツ 光ライト」及び「ひかり電話ネクスト（IP 電話サービス）」、並びにNTT東日本殿及びNTT西日本殿がサービス提供事業者に卸提供しているサービス（コラボ光）を含めて記載しています。

*2 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和 5 年度第 3 四半期（9 月末））

年次	2022 年 12 月末	2023 年 3 月末	2023 年 6 月末	2023 年 9 月末	2023 年 12 月末	単位
NTT 東西殿シェア	60.0%	59.6%	59.3%	59.0%	58.7%	シェア
FTTH 契約数 (万契約)	3,923	3,952	3,975	3,995	4,017	契約数 (万回線)
NTT 東西殿 FTTH サービス契約数 (推計)	2,353.8	2,355.4	2,357.2	2,357.1	2,358.0	契約数 (万回線)
NTT 東西殿 FTTH サービス契約純増 数(推計)		1.6	1.8	▲0.1	0.9	契約数 (万回線)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000234.html

- 次に、『将来の光サービスの需要動向、設備の老朽化・技術革新（高速化・高度化）に対応して必要となる設備投資』に関しては、NTT東西殿からその具体的な内容を示されておらず、どのように卸料金に影響しているかを判断できないため、より詳細な説明が必要であると考えます。この点については先に記載した通り、FTTH 事業収支上では十分に利益が得られている状況であるため、将来に向けた設備投資を行う場合でも、NTT東西殿で投資の未回収が発生しないような投資計画を立てることが可能であるため、投資の未回収リスクは低いと考えます。
- なお、当研究会第 81 回のNTT東西殿説明資料 7 頁において、『コラボ事業者様は他の提供手段（ワイヤレス固定ブロードバンドや他社 FTTH 卸サービス等）を選択可能であり、当社の光サービス卸を今後も利用し続けることが

保証されない以上、現時点においても過去の投資の未回収リスクは存在しております。』との説明がありますが、ワイヤレス固定ブロードバンドは電波の届かない高層階エリア等での利用ができないことや、周辺の電波環境によりサービス品質が変動する等の差分があり、他社 FTTH 卸サービスに関しても、提供エリアが限定的であるため、いずれも NTT 東西殿が提供する光サービス卸との代替性はないと考えます。

以上

第 81 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた

ソフトバンク株式会社への追加質問及び回答

(第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関するヒアリング関係)

問 システム開発費について、今回の NTT 東日本・西日本の対応については評価できる内容もあったが、プレゼンで示された考えに基づき、具体的にどのように運用していくかが重要と考えている。具体的な運用について、透明性の確保を担保するにあたり、特に、どのようなことが重要と考えられるか、ご意見を伺いたい。

(佐藤構成員)

(ソフトバンク回答)

- 当研究会第 80 回で示された東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 西日本殿」といいます。）（以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。）の今後の取組提案の実現に向けて、当社として重要と考える事項は以下の通りです。なお、NTT 東西殿の提案する取組については、以下に記載する重要と運用をするにあたり重要と考えられる点を考慮した上で、NTT 東西殿の接続約款に規定いただく等、制度的な裏付けが必要ではないかと考えます。

<NTT 東西殿主張①>

これまで一定以上の規模の開発時やシステム更改の際は、システム意見交換会にて細分化した機能を提示。今後、要望の実現にあたって複数機能を具備する場合、情報開示の拡充として機能の細分化及び機能毎の想定開発費を開示
(NTT 東西殿説明資料 14 頁)

<当社の考え①>

- 細分化した機能や機能毎の開発費用の開示については、これまでは『一定

以上の規模の開発時やシステム更改の際』に実施されていたとの説明があり、一例として複数機能を具備する場合との説明がありますが、どのような開発規模の場合に機能ごとの開発費用が開示されるかを接続事業者とも協議の上、具体的な条件を決定すべきと考えます。

<NTT東西殿の主張②>

これまで以上に接続事業者様のご意見・ご要望を丁寧に踏まえた開発検討
(NTT東西殿説明資料 15 頁)

<当社の考え②>

- 当研究会第 80 回の NTT 東西殿説明資料 15 頁の表にある各項目について、どのタイミングで情報が開示されるかを明確にすべきと考えます。
- また、「提供開始日」については、現状提供開始日は接続事業者側のシステム開発期間等のヒアリングの実施をせず、NTT 東西殿側のスケジュールのみを考慮し決定されています。接続事業者側のシステム開発が NTT 東西殿の運用開始日に間に合わない場合には、接続事業者側の業務に支障が生じます。「提供開始日の調整」については、『詳細仕様の提示後の提供開始日について、全接続事業者様の合意があれば後ろ倒し』とされていますが、NTT 東西殿の提示した提供開始日に開発が間に合わない接続事業者が一部のみしかいない場合、その接続事業者の業務影響が考慮されることはないため、提供開始日は各接続事業者の意見を踏まえて決定するか、または既存の運用と並行運用の期間を設ける等を検討することが必要と考えます。
- なお、当研究会第 79 回で当社から要望をした NTT 東西殿での運用開始日の統一については、当研究会第 80 回の NTT 東西殿説明資料 17 頁において『NTT 東西で別日のリリースを行うことでリスク分散』の観点から運用開始日の統一化は不可との説明がありましたが、NTT 東西殿でサービスの提供エリアが異なり、リリース日を NTT 東西殿で別日にしても NTT 東西殿のいずれかで不具合が発生した場合に、もう一方の事業者でその影響を解消することはできず、リスク分散にはならないため、運用開始日を統一化しないことにはならないと考えます。
また、『委託先ベンダの NTT 東西の接続関連システムに係るスキル保有者の稼働が限られていること。また、関連する NTT 東西それぞれが保有する設備管理システムの変更を伴う場合には、更に稼働が逼迫すること。』に関しても、委託先事業者の稼働の問題でシステム改修自体は NTT 東西殿で別々に進行していたとしても、先行してシステム改修が完了した事業者が、遅れ

てシステム改修が完了する事業者に運用開始日を合わせることに、多大な稼働がかかるとは考えづらいため、運用開始日の統一は可能と考えます。

以上